

自己資本比率に関する事項

自己資本比率は、平成18年度末から「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、平成18年度中間期末は「銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件」(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「旧自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

なお、平成18年度末より新しい自己資本比率規制が適用されたことから、「自己資本比率に関する事項」においては、原則、平成19年度中間期及び平成18年度の記載をしております。また、「自己資本比率に関する事項」については、自己資本比率告示等に基づいて作成しており、「自己資本比率に関する事項」以外で用いられる用語とは内容が異なる場合があります。

連結の範囲に関する事項

控除項目対象会社のうち、規制上の所要自己資本を下回る会社名称、下回った額の総額

該当ありません。

自己資本の構成に関する事項(連結自己資本比率(第一基準))

当社は連結自己資本比率の算定に関し、平成18年度末から「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号)に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。平成18年度中間期末は、「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号)に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。

なお、当該外部監査は、連結財務諸表の会計監査の一部ではなく、連結自己資本比率の算定に係る内部管理体制の一部について、外部監査人が、当社との間で合意された手続によって調査した結果を当社宛に報告するものであります。外部監査人が連結自己資本比率そのものの適正性や連結自己資本比率の算定に係る内部統制について意見表明するものではありません。

(金額単位 百万円)

項目		平成18年度中間期末	平成19年度中間期末	平成18年度末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,420,877	1,420,877
	うち非累積的永久優先株 ^(注1)	—	—	—
	新株式申込証拠金	—	—	—
	資本剰余金	276,570	57,869	57,773
	利益剰余金	1,188,399	1,491,378	1,386,436
	自己株式()	50,178	123,855	123,454
	自己株式申込証拠金	—	—	—
	社外流出予定額()	—	44,806	66,619
	その他有価証券の評価差損()	—	—	—
	為替換算調整勘定	47,909	8,428	30,656
	新株予約権	4	27	14
	連結子会社の少数株主持分	1,055,000	1,414,273	1,399,794
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券()	835,970	1,151,737	1,159,585
	営業権相当額()	61	36	49
	のれん相当額()	104,954	96,648	100,801
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	—	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	—	41,372	40,057
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	—	—	—	
繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計(上記各項目の合計額)	3,737,747	4,069,277	3,903,257	
繰延税金資産の控除金額 ^(注2)	—	—	—	
計 (A)	3,737,747	4,069,277	3,903,257	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注3)	212,220	527,987	535,835	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	629,087	693,073	825,432
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	39,709	39,163	39,367
	一般貸倒引当金	712,817	48,889	35,309
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	193,061	175,921
	負債性資本調達手段等	2,595,141	2,507,177	2,564,195
	うち永久劣後債務 ^(注4)	1,126,153	1,055,578	1,114,044
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注5)	1,468,987	1,451,598	1,450,150	
計 (B)	3,976,755	3,481,365	3,640,226	
うち自己資本への算入額 (B)	3,737,747	3,481,365	3,640,226	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	—	
控除項目	控除項目 ^(注6) (D)	630,601	738,262	690,759
自己資本額 (A)+(B)+(C)-(D) (E)	6,844,893	6,812,380	6,852,723	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	61,250,419	49,351,076	47,394,806
	オフ・バランス取引等項目	6,304,295	10,487,217	8,713,413
	信用リスク・アセットの額 (F)	67,554,714	59,838,293	56,108,219
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)(G)	391,161	378,136	412,044
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	31,292	30,250	32,963
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%)(I)	—	4,034,689	4,020,082
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	—	322,775	321,606
	旧所要自己資本の額に自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—	—
計 ((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	67,945,876	64,251,120	60,540,346	
連結自己資本比率(第一基準)=(E)/(L)×100(%)	10.07%	10.60%	11.31%	
Tier 1比率=(A)/(L)×100(%)	5.50%	6.33%	6.44%	
連結総所要自己資本額=(L)×8%	—	5,140,089	4,843,227	

- (注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成18年度中間期末現在555,303百万円、平成19年度中間期末現在360,303百万円、平成18年度末現在360,303百万円であります。
2. 繰延税金資産の純額に相当する額は平成18年度中間期末現在973,448百万円、平成19年度中間期末現在860,287百万円、平成18年度末現在836,270百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成18年度中間期末現在1,495,099百万円、平成19年度中間期末現在1,220,783百万円、平成18年度末現在1,170,977百万円あります。
3. 自己資本比率告示第5条第2項(旧自己資本比率告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。なお、基本的項目の額に対する当該優先出資証券の額の割合は平成18年度中間期末現在5.67%、平成19年度中間期末現在12.97%、平成18年度末現在13.72%であります。
4. 自己資本比率告示第6条第1項第4号(旧自己資本比率告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

- 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号(旧自己資本比率告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号(旧自己資本比率告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧自己資本比率告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

()

「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、当社、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。)及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下の6件の優先出資証券が含まれております。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド
払込日	平成18年12月18日	同左
配当率	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 当社に「清算事由 ^(注1) 」又は「支払不能事由 ^(注2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	同左
配当制限	当社優先株式 ^(注4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	同左
分配可能額制限	「分配可能額 ^(注5) 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^(注6) 」に等しい金額となる。	同左
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	同左
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注4) と同格	同左

(注) 1. 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2. 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3. 監督事由

当社の自己資本比率又はTier 1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5. 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6. 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる当社優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、当社優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、当社優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各当社優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Treasury Company L. L. C. ("SBTC-LLC")	SB Equity Securities (Cayman) Limited ("SBES")	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited ("SPCL")
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップ・アップなし) Series A-2 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Initial Series 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 変動(金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行が自己資本比率 / Tier 1 比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) 当行につき、清算、破産又は清算的公司更生が開始された場合 当行優先株式 ^{(注)2} 又は普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	規定なし	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益 / 予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない ^{(注)4(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近事業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」ないし、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同等	当行優先株式 ^{(注)2} と同等	当行優先株式 ^{(注)2} と同等

(注) 1. 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率 / Tier 1 比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、又は「管理変更事由」(α 清算事由 清算、破産又は清算的公司更生 の発生、β 会社更生、会社整理等の手続開始、γ 監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、又は当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3. 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案

当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内であっても、翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益をもとに計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内で支払われる。

5. SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6. SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同様の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

3. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注) に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^(注) を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注) 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^(注) を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^(注) を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注) 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^(注) 若しくは配当減額指示 ^(注) がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注) について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注) の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内ではなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^(注) (もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 (x) 後期配当支払日の前日の時点において前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) 後期配当支払日の前日の時点において前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)(2)(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 ^(注) 又は配当減額指示 ^(注) がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書 ^(注) が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注) 中に到来する場合には、監督期間配当指示 ^(注) に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注) 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

- (注) 1. 株式会社関西アーバン銀行最優先株式
株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。
2. 支払不能証明書
株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。
支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産

を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)超える状態、又は(γ)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、証券取引法(金融商品取引法及びその承継する法令を含む。以下、同様とする。)により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4. 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5. 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(γ)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7. 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8. 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

所要自己資本の額

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末	平成18年度末
事業法人向けエクスポージャー(除く 特定貸付債権)	29,265	28,368
ソブリン向けエクスポージャー	612	428
金融機関等向けエクスポージャー	1,434	1,266
特定貸付債権	2,040	1,793
事業法人等向けエクスポージャー	33,351	31,855
居住用不動産向けエクスポージャー	3,334	3,321
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	907	811
その他リテール向けエクスポージャー	3,602	3,504
リテール向けエクスポージャー	7,842	7,636
経過措置適用分	3,140	3,362
PD / LGD方式適用分	489	357
簡易手法適用分	648	527
内部モデル手法適用分	102	—
マーケット・ベース方式適用分	750	527
株式等エクスポージャー	4,380	4,246
信用リスク・アセットのみなし計算	3,177	3,015
証券化エクスポージャー	1,638	1,589
その他	3,451	3,213
内部格付手法適用分	53,839	51,556
標準的手法適用分	5,860	4,871
信用リスクに対する所要自己資本の額	59,699	56,427
金利リスク・カテゴリー	31	32
株式リスク・カテゴリー	10	6
外国為替リスク・カテゴリー	9	9
コモディティ・リスク・カテゴリー	—	—
オプション取引	—	—
標準的方式適用分	50	47
内部モデル方式適用分	252	282
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	303	330
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,228	3,216
所要自己資本の額合計	63,229	59,972

- (注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本とは、標準的手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%、内部格付手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額を計算したものに相当します。なお、自己資本控除を求められるエクスポージャーについては、当該控除額を所要自己資本額に加えております。
2. ポートフォリオの区分は、保証等の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の区分で記載しております。
3. 「証券化エクスポージャー」には、標準的手法を適用する「証券化エクスポージャー」も含まれております。
4. 「その他」には、リース見積残存価額、購入債権、その他資産が含まれております。

内部格付手法に関する事項

資産区分別のエクスポージャーの状況

(1) 事業法人等向けエクスポージャー

事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(ア) 国内事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	196,621	147,835	48,785	0.09%	44.79%	21.68%
J4-J6	136,037	106,778	29,259	1.12	41.52	69.44
J7(除くJ7R)	20,181	18,140	2,041	11.20	41.03	167.75
国・地方等	107,802	107,367	434	0.00	44.96	0.47
その他	64,672	53,735	10,937	1.41	43.33	71.79
デフォルト(J7R、J8-J10)	9,112	8,810	302	100.00	42.99	—
合計	534,424	442,666	91,758	—	—	—

(金額単位 億円)

	平成18年度末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	182,616	133,504	49,111	0.10%	44.97%	22.88%
J4-J6	143,786	113,554	30,232	0.84	41.78	63.13
J7(除くJ7R)	19,780	17,596	2,184	10.67	40.63	161.66
国・地方等	109,830	108,752	1,078	0.00	44.70	0.46
その他	67,931	60,161	7,770	1.26	43.48	70.91
デフォルト(J7R、J8-J10)	9,919	9,650	269	100.00	43.45	—
合計	533,862	443,217	90,645	—	—	—

(注) 1. 「その他」には、与信額が1億円超の事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資のほか、信用保証協会の保証付融資、公共法人や任意団体宛融資、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

2. LGDはデフォルト時損失率であります。

(イ) 海外事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	184,354	110,444	73,910	0.20%	42.06%	32.39%
G4-G6	9,571	7,252	2,318	1.89	44.59	111.40
G7(除くG7R)	1,443	687	755	27.01	44.64	241.75
その他	925	579	345	1.45	44.97	98.47
デフォルト(G7R、G8-G10)	320	248	73	100.00	44.91	—
合計	196,612	119,211	77,401	—	—	—

(金額単位 億円)

	平成18年度末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	125,794	69,841	55,953	0.22%	43.73%	38.57%
G4-G6	6,704	4,784	1,920	1.71	44.66	105.65
G7(除くG7R)	1,520	715	805	27.13	44.89	251.83
その他	1,636	1,215	421	0.94	44.88	86.24
デフォルト(G7R, G8-G10)	887	778	109	100.00	44.95	—
合計	136,541	77,333	59,208	—	—	—

(注)「その他」には、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

特定貸付債権

ポートフォリオの状況

(ア)「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」の残高

(金額単位 億円)

	リスク・ウェイト	平成19年度中間期末			平成18年度末			
		プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け	プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け	
優	(残存期間2年半未満)	50%	1,091	36	4,107	1,004	32	2,746
	(残存期間2年半以上)	70%	5,895	768	6,629	4,359	648	6,957
良	(残存期間2年半未満)	70%	386	17	476	348	10	447
	(残存期間2年半以上)	90%	1,979	181	1,269	1,468	100	1,050
可	115%	304	77	299	314	90	564	
弱い	250%	115	77	67	227	82	15	
デフォルト	—	58	31	—	36	—	—	
合計		9,829	1,186	12,847	7,756	963	11,779	

(イ)「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け」の残高

(金額単位 億円)

	リスク・ウェイト	平成19年度中間期末	平成18年度末	
		(残存期間2年半未満)	70%	38
優	(残存期間2年半以上)	95%	8	56
良	(残存期間2年半未満)	95%	935	868
	(残存期間2年半以上)	120%	867	464
可	140%	1,631	1,620	
弱い	250%	43	—	
デフォルト	—	—	—	
合計		3,523	3,067	

(2) リテール向けエクスポージャー

居住用不動産向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分	平成19年度中間期末						
		エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均	
住宅ローン	非延滞	モデル対象	89,149	88,162	987	0.32%	45.95%	25.09%
		その他	8,773	8,773	—	0.61	67.04	67.68
	延滞等	540	468	72	25.42	50.24	281.07	
デフォルト		1,175	1,167	8	100.00	46.11	25.03	
合計		99,637	98,570	1,067	—	—	—	

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成18年度末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
				残高	加算額				
住宅ローン	非延滞	モデル対象	89,252	88,188	1,064	0.32%	45.91%	25.11%	
		その他	9,153	9,153	—	0.62	70.60	67.60	
	延滞等	391	319	73	26.34	51.49	287.54		
デフォルト			1,193	1,167	26	100.00	46.09	26.54	
合計			99,989	98,827	1,162	—	—	—	

(注) 1. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
2. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分	平成19年度中間期末								
		エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・バランス資産	未引出額	CCFの平均値	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
			残高	加算額						
カードローン	非延滞	4,382	3,726	656	—	1,459	44.98%	2.60%	79.53%	62.07%
	延滞等	383	372	11	—	44	25.20	9.27	81.98	120.53
クレジットカード債権	非延滞	9,442	6,265	3,177	—	36,767	8.64	1.15	79.82	26.83
	延滞等	66	54	12	—	—	—	74.69	82.52	139.25
デフォルト		187	160	28	—	—	—	100.00	82.55	48.93
合計		14,460	10,576	3,884	—	38,270	—	—	—	—

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分	平成18年度末								
		エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・バランス資産	未引出額	CCFの平均値	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
			残高	加算額						
カードローン	非延滞	4,304	3,563	741	—	1,418	52.24%	2.45%	79.11%	58.93%
	延滞等	299	292	7	—	43	15.33	9.81	81.16	126.30
クレジットカード債権	非延滞	9,043	5,994	3,050	—	34,973	8.72	1.09	80.49	26.27
	延滞等	60	49	11	—	—	—	71.46	83.42	152.96
デフォルト		144	123	22	—	—	—	100.00	83.22	48.93
合計		13,851	10,021	3,830	—	36,434	—	—	—	—

(注) 1. オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には、未引出額にCCF(未引出額に乗ずる掛目)を乗ずる方法ではなく、一取引当たりの残高増加額を推計する方法を使用しております。
2. 本資料上のCCFの平均値は、1.の推計額/未引出額として逆算したものであり、オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には使用しておりません。
3. 「延滞等」には、三月未満の延滞債権を記載しております。

その他リテール向けエクスポージャー

ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成19年度中間期末					
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
事業性ローン等	非延滞	モデル対象	17,057	16,839	218	1.66%	62.18%	63.36%
		その他	2,210	2,208	2	1.34	56.58	58.09
	延滞等	3,291	3,255	35	11.08	62.32	100.03	
消費性ローン	非延滞	モデル対象	3,875	3,695	181	1.55	51.33	46.16
		その他	2,068	2,046	22	1.63	59.73	71.78
	延滞等	388	385	3	25.04	48.88	115.25	
デフォルト			2,214	2,211	4	100.00	59.90	48.44
合計			31,104	30,640	464	—	—	—

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成18年度末					
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
事業性ローン等	非延滞	モデル対象	18,055	17,901	154	1.82%	60.42%	64.34%
		その他	2,087	2,087	0	1.78	53.09	62.24
	延滞等		3,522	3,485	37	10.99	60.21	98.65
消費性ローン	非延滞	モデル対象	3,701	3,563	138	1.47	45.11	51.30
		その他	2,493	2,471	23	1.76	66.29	64.45
	延滞等		372	369	3	23.10	49.81	116.06
デフォルト			1,958	1,840	118	100.00	56.46	44.71
合計			32,188	31,715	473	—	—	—

- (注) 1. 「事業性ローン等」には、賃貸アパートに対するローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資等が含まれております。
 2. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
 3. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算

株式等エクスポージャー

ポートフォリオの状況

(ア) エクスポージャー額

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末	平成18年度末
マーケット・ベース方式適用分	2,567	1,668
簡易手法適用分	2,087	1,668
上場株式(300%)	704	456
非上場株式(400%)	1,382	1,212
内部モデル手法適用分	480	—
PD / LGD方式適用分	3,911	3,675
経過措置適用分	37,031	39,650
合計	43,509	44,993

- (注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。
 2. 「経過措置適用分」には、自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャーに関する経過措置」を適用したものを記載しております。

(イ) PD / LGD方式適用分

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末			平成18年度末		
	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	3,437	0.05%	104%	3,500	0.05%	105%
J4-J6	112	0.55	188	89	0.47	176
J7(除くJ7R)	360	9.88	442	44	9.30	432
その他	2	0.58	138	42	2.24	275
デフォルト(J7R、J8-J10)	—	—	—	0	100.00	—
合計	3,911	—	—	3,675	—	—

- (注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」のうちのPD / LGD方式適用分を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。
 2. 「その他」には、公共法人等が含まれております。

信用リスク・アセットのみなし計算

ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末	平成18年度末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	16,596	18,962

(4) 証券化エクスポージャー

ポートフォリオの状況

ア. 当社グループがオリジネーターである証券化取引

(ア) オリジネーター(除くスポンサー業務)

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成19年度中間期			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額	中間期の売却損益
事業法人等向け債権	3,648	1,204	2,443	3,743	82	2	—
住宅ローン	16,621	16,621	—	1,660	2	0	71
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	5,690	927	4,764	1,232	300	22	—
その他	1,831	74	1,758	911	2	1	—
合計	27,790	18,825	8,964	7,546	386	25	71

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成18年度末			平成18年度			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額	当期の売却損益
事業法人等向け債権	3,302	1,815	1,487	5,205	133	43	—
住宅ローン	15,509	15,509	—	7,897	3	0	268
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	4,504	—	4,504	3,412	201	21	—
その他	1,747	59	1,688	4	0	2	—
合計	25,063	17,384	7,680	16,517	337	66	268

(注) 1.「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、中間期(当期)に証券化を行った原資産を含めて記載しております。

2.「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。

3.「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。

4.「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

5.「その他」にはPFI事業(Private Finance Initiative: 民間企業が資金調達、施設の建設、管理、運営も含めて公共サービス事業を請け負うもの)宛債権、リース料債権等が含まれております。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成18年度末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	2,316	167	—	1,834	17	—
住宅ローン	1,577	325	414	1,427	299	401
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	967	127	—	1,111	68	—
その他	893	71	—	84	84	—
合計	5,753	690	414	4,456	467	401

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

リスク・ウェイト	平成19年度中間期末		平成18年度末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	2,789	22	1,751	12
100%以下	—	—	767	10
650%以下	20	7	20	7
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	2,944	690	1,918	467
合計	5,753	719	4,456	496

(イ) スポンサー業務

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成19年度中間期		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	中間期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る中間期の損失額
事業法人等向け債権	8,824	8,824	—	31,484	1,044	1,028
住宅ローン	42	42	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	521	521	—	—	3	7
その他	1,241	1,241	—	2,601	5	2
合計	10,628	10,628	—	34,085	1,052	1,036

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成18年度末			平成18年度		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額
事業法人等向け債権	10,143	10,143	—	58,985	2,060	2,048
住宅ローン	—	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	371	371	—	5	0	0
その他	1,242	1,242	—	1,750	15	13
合計	11,756	11,756	—	60,740	2,075	2,060

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、中間期(当期)に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
2. 「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
3. 顧客債権流動化等のスポンサー業務における「原資産のデフォルト額」、「原資産に係る中間期(当期)の損失額」については、原資産の回収を顧客が行っている証券化取引等、データを適時適切に入手することが困難な場合が存在することから、実務上、当社が取得可能な範囲の代替データ等を用いて、以下の推計方法により、集計しております。
- (1) 「原資産のデフォルト額」の推計方法について
- ・外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、入手可能な顧客等からの原資産の状況に係る報告をもとに推計しております。
 - ・指定関数方式を適用する証券化取引では、取引毎の特性に応じ、当社が取得可能な各債務者の情報や、債務者毎のデフォルト発生率等をもとに推計しております。また、いずれの推計も困難な場合には、デフォルトした原資産とみなして保守的に推計しております。
- (2) 「原資産に係る中間期(当期)の損失額」の推計方法について
- ・外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 - ・指定関数方式を適用する証券化取引では、デフォルトした原資産に係る損失率が把握可能な場合は当該損失率に基づき推計を行い、当該推計が困難な場合は保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
4. 「その他」には、リース料債権等が含まれております。
5. 「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
6. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成18年度末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	7,196	26	—	8,077	131	—
住宅ローン	42	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	521	—	—	371	—	—
その他	948	—	—	1,003	—	—
合計	8,707	26	—	9,451	131	—

(注) 「その他」には、リース料債権等が含まれております。

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

リスク・ウェイト	平成19年度中間期末		平成18年度末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	7,398	50	8,094	56
100%以下	1,284	40	1,031	37
650%以下	—	—	189	24
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	26	26	137	131
合計	8,707	116	9,451	249

イ. 当社グループが投資家である証券化取引

保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年度中間期末			平成18年度末		
	期末残高	控除項目として 自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	控除項目として 自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	3,080	707	—	3,016	769	—
住宅ローン	372	—	—	3,793	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	172	—	—	178	—	—
その他	581	45	—	1,240	13	—
合計	4,206	752	—	8,228	782	—

(注) 1. 「その他」には原資産が証券化商品である取引等が含まれております。

2. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

リスク・ウェイト	平成19年度中間期末		平成18年度末	
	期末残高	所要自己資本額	期末残高	所要自己資本額
20%以下	3,187	24	6,685	47
100%以下	163	10	262	16
650%以下	104	16	—	—
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	752	752	1,281	782
合計	4,206	802	8,228	844

(5) 損失実績の分析

直前期における損失の実績値と過去の実績値との比較

平成19年度中間期における三井住友フィナンシャルグループ(連結)の与信関係費用は、前年同期比851億円増加し1,431億円となりました。

また、三井住友銀行(単体)の与信関係費用につきましては、前年同期比810億円増加し1,142億円となりました。

三井住友銀行(単体)のエクスポージャー区分別の状況につきましては、「事業法人向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年同期比694億円増加して619億円となりました。これは、不良債権のオフバランス化や取引先企業の債務者区分改善等に伴う引当金の取崩が減少したこと等が要因であります。また、「その他リテール向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年同期比44億円増加して236億円となりました。これは、デフォルト率が上昇したこと等が要因であります。

与信関係費用 (注)1、(注)2、(注)3

(金額単位 億円)

	平成17年度 中間期	平成18年度 中間期	平成19年度 中間期	増減	平成17年度	平成18年度
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	1,765	580	1,431	851	3,020	1,450
三井住友銀行(連結) 合計	1,627	479	1,315	836	2,750	1,229
三井住友銀行(単体) 合計	1,297	332	1,142	810	2,309	895
うち 事業法人向けエクスポージャー	865	75	619	694	491	587
うち ソブリン・金融機関等向けエクスポージャー	11	7	1	7	4	7
うち 居住用不動産向けエクスポージャー(注)4	2	3	0	3	1	5
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー(注)4	7	1	0	1	7	1
うち その他リテール向けエクスポージャー	165	192	236	44	336	439

- (注) 1. 与信関係費用には、「株式等エクスポージャー」及び「債券等の市場関係取引に係るエクスポージャー」、並びに「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」による損益のうち、国債等債券損益、株式等損益に計上されるものは含んでおりません。
 2. エクスポージャー区分別の与信関係費用には、正常先の一般貸倒引当金は含んでおりません。
 3. 引当金の戻入れ等により利益が発生している場合には、を付しております。
 4. 連結子会社の保証が付されている「居住用不動産向けエクスポージャー」及び「適格リボルビング向けエクスポージャー」による与信関係費用は、三井住友銀行(単体)の与信関係費用には含んでおりません。

損失額の推計値と実績値との比較

(金額単位 億円)

	損失額の推計値(注)1		損失額の実績値 (平成19年度中間期)
		引当控除後(注)2	
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	—	—	1,431
三井住友銀行(連結) 合計	—	—	1,315
三井住友銀行(単体) 合計	7,411	1,648	1,142
うち 事業法人向けエクスポージャー	6,374	1,115	619
うち ソブリン・金融機関等向けエクスポージャー	108	90	1
うち 居住用不動産向けエクスポージャー	45	40	0
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー	1	1	0
うち その他リテール向けエクスポージャー	883	533	236

- (注) 1. 平成18年度末のELであります。なお、連結子会社及び関連会社の保証が付されている消費者ローン等にかかるもの及び「株式等エクスポージャー」、「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」にかかるものを除いて表示しております。
 2. 損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額を控除した金額を表示しております。

標準的手法に関する事項

リスク・ウェイトの区分ごとの残高

(金額単位 億円)

区分	平成19年度中間期末		平成18年度末	
		うち カントリー・リスク・スコア付与分		うち カントリー・リスク・スコア付与分
0%	12,979	763	10,787	837
10%	5,538	—	5,623	—
20%	6,431	3,132	5,744	2,619
35%	12,965	—	12,475	—
50%	1,413	8	977	19
75%	18,742	—	6,435	—
100%	52,607	1	51,281	4
150%	241	—	166	—
合計	110,917	3,904	93,489	3,480

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額(部分直接償却額控除前)を記載しております。なお、オフ・バランス資産については与信相当額を記載しております。
 2. 「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。

信用リスクの削減手法に関する事項

信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分	平成19年度中間期末		平成18年度末	
	適格金融資産担保	適格資産担保	適格金融資産担保	適格資産担保
基礎的内部格付手法	20,917	27,656	23,255	26,614
事業法人向けエクスポージャー	7,955	27,641	16,750	26,602
ソブリン向けエクスポージャー	1	14	1	12
金融機関等向けエクスポージャー	12,960	1	6,504	1
標準的手法	1,382	—	1,334	—
合計	22,299	27,656	24,589	26,614

(金額単位 億円)

区分	平成19年度中間期末		平成18年度末	
	保証	クレジット・デリバティブ	保証	クレジット・デリバティブ
基礎的内部格付手法	41,127	2,935	36,597	2,260
事業法人向けエクスポージャー	34,178	2,935	30,449	2,260
ソブリン向けエクスポージャー	630	—	583	—
金融機関等向けエクスポージャー	3,768	—	2,948	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,545	—	2,613	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6	—	4	—
標準的手法	842	—	902	—
合計	41,970	2,935	37,499	2,260

派生商品取引に関する事項

与信相当額に関する事項

(1) 派生商品取引与信相当額

計算方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

与信相当額

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末	平成18年度末
グロスの再構築コストの額	31,244	29,018
グロスのアドオンの額	39,895	39,311
グロスの与信相当額	71,139	68,329
外国為替関連取引	31,501	29,327
金利関連取引	36,488	36,161
金関連取引	—	—
株式関連取引	21	23
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	2,481	2,651
クレジット・デフォルト・スワップ	648	167
ネットの与信相当額削減額	35,561	32,531
ネットの与信相当額	35,577	35,798
担保の額	1,387	2,166
適格金融資産担保	501	1,227
適格資産担保	886	939
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	35,577	35,798

(注) 基礎的内部格付手法、及び標準的手法における簡便手法を用いていることから、ネットの与信相当額については、担保による信用リスク削減効果勘案前と勘案後において同額となります。

(2) クレジット・デリバティブの想定元本額

(金額単位 億円)

クレジット・デフォルト・スワップ	平成19年度中間期末		平成18年度末	
	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの
プロテクションの購入	15,380	2,935	12,604	2,260
プロテクションの提供	12,665	—	10,674	—

(注)「想定元本額」には、「与信相当額算出の対象となるもの」と「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの」の合計額を記載しております。

マーケット・リスクに関する事項

1. VaRの状況(トレーディング)

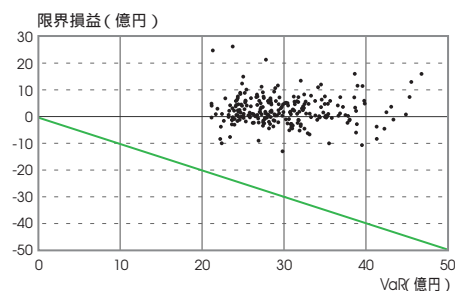
(金額単位 億円)

	平成19年度中間期	平成18年度
6月末	30	21
9月末	22	29
12月末	—	31
3月末	—	29
最大	43	47
最小	21	21
平均	29	29

(注) 1. 保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。
2. 個別リスクを除いております。
3. 主要連結子会社を含めております。

2. バックテストの状況(トレーディング)

平成19年度中間期末から過去1年間(平成18年10月～平成19年9月)を対象としたバックテストの結果は以下のとおりであります。実際の損失額は、VaRの値に収まっております。



(注) グラフ上の斜めに走る線よりも点がある場合は、当日予測したVaRを上回る損失が発生したことを表します。

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 連結貸借対照表計上額及び時価

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末		平成18年度末	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	36,262	36,262	39,803	39,803
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	5,192	—	5,190	—
合計	41,454	—	44,993	—

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期	平成18年度
損益	474	447
売却益	143	628
売却損	14	15
償却	604	166

(注) 連結損益計算書における、株式等損益について記載しております。

3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末	平成18年度末
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	17,380	19,826

(注) 時価のある日本企業株式・外国株式について記載しております。

4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期末	平成18年度末
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	233	657

(注) 時価のある関連会社の株式について記載しております。

銀行勘定(バンキング業務)における金利リスクに関する事項

VaRの状況

(金額単位 億円)

	平成19年度中間期	平成18年度
6月末	337	570
9月末	276	428
12月末	—	471
3月末	—	476
最大	593	789
最小	209	368
平均	358	516

(注) 1. 保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。
2. 主要連結子会社を含めております。

種類別、地域別、業種別及び期間別エクスポージャー残高等

1. 種類別、地域別及び業種別エクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分	平成19年度中間期末					合計
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他		
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定 分)	製造業	81,919	1,258	4,152	27,190	114,519
	農業、林業、漁業及び鉱業	1,803	1	93	642	2,538
	建設業	16,965	511	111	1,622	19,209
	運輸、情報通信、公益事業	38,846	1,292	1,031	7,876	49,046
	卸売・小売業	65,714	531	4,294	6,839	77,379
	金融・保険業	90,021	10,087	12,572	2,689	115,370
	不動産業	84,191	1,208	360	2,546	88,305
	各種サービス業	66,292	613	729	5,462	73,096
	地方公共団体	12,194	6,377	20	36	18,627
	その他	206,834	90,084	860	45,908	343,686
合計	664,780	111,964	24,222	100,810	901,776	
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	2,503	3,376	103	—	5,981
	金融機関	46,821	3,403	8,145	0	58,369
	商工業	98,024	1,591	2,868	—	102,483
	その他	31,462	3,196	240	3,663	38,561
	合計	178,810	11,565	11,356	3,663	205,394
総合計	843,590	123,529	35,577	104,474	1,107,170	

(金額単位 億円)

区分	平成18年度末					
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計	
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定 分)	製造業	81,357	1,327	4,005	28,464	115,152
	農業、林業、漁業及び鉱業	1,791	11	90	667	2,559
	建設業	17,721	579	146	1,853	20,298
	運輸、情報通信、公益事業	37,939	1,377	977	8,806	49,099
	卸売・小売業	69,823	643	4,336	6,851	81,652
	金融・保険業	75,932	12,752	12,173	3,223	104,080
	不動産業	87,664	891	400	2,620	91,575
	各種サービス業	70,109	656	875	5,151	76,791
	地方公共団体	11,338	7,502	11	26	18,877
	その他	184,121	79,128	1,607	37,718	302,573
合計	637,794	104,865	24,619	95,379	862,657	
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	3,158	825	84	—	4,066
	金融機関	24,738	2,439	8,053	0	35,230
	商工業	89,640	2,588	2,630	—	94,857
	その他	20,752	3,504	413	2,938	27,607
合計	138,288	9,355	11,179	2,938	161,760	
総合計	776,082	114,220	35,798	98,316	1,024,417	

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
3. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
4. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。

2. 残存期間別エクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分	平成19年度中間期末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	266,496	31,480	4,146	2,333	304,455
1年超3年以下	128,524	19,433	13,291	5,110	166,359
3年超5年以下	130,099	19,387	9,866	6,215	165,567
5年超7年以下	46,355	10,543	3,847	1,806	62,551
7年超	203,661	42,685	4,428	1,278	252,051
期間の定めのないもの	68,455	—	—	87,731	156,187
合計	843,590	123,529	35,577	104,474	1,107,170

(金額単位 億円)

区分	平成18年度末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	222,370	37,472	3,894	1,766	265,503
1年超3年以下	117,620	16,286	12,326	5,030	151,262
3年超5年以下	117,342	14,518	10,587	6,215	148,661
5年超7年以下	45,081	13,824	4,319	1,629	64,853
7年超	203,659	32,121	4,672	1,104	241,557
期間の定めのないもの	70,009	—	—	82,572	152,582
合計	776,082	114,220	35,798	98,316	1,024,417

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
4. 期間区分の「期間の定めのないもの」には、期間別に分類していないものが含まれております。

3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成19年度中間期末	平成18年度末
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	16,278	19,483
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,317	1,350
アジア	514	819
北米	667	423
その他	136	108
合計	17,595	20,833

- (注) 1. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
 2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成19年度中間期末	平成18年度末	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	1,387	1,236
	農業、林業、漁業及び鉱業	61	63
	建設業	1,109	1,964
	運輸、情報通信、公益事業	1,148	1,558
	卸売・小売業	2,380	1,705
	金融・保険業	238	166
	不動産業	3,456	5,565
	各種サービス業	3,235	4,522
	その他	3,264	2,704
	合計	16,278	19,483
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	56	11
	商工業	1,261	1,339
	その他	—	—
	合計	1,317	1,350
総合計	17,595	20,833	

- (注) 1. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
 2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成18年度末	平成19年度中間期末	増減
一般貸倒引当金	6,836	7,065	229
特定海外債権引当勘定	19	0	19
個別貸倒引当金	6,937	7,415	478
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	6,610	7,131	521
海外及び特別国際金融取引勘定分	327	284	43
アジア	141	132	9
北米	129	109	20
その他	57	43	14
合計	13,792	14,480	688

- (注) 1. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
 2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成18年度末	平成19年度中間期末	増減
一般貸倒引当金	6,836	7,065	229
特定海外債権引当勘定	19	0	19
個別貸倒引当金	6,937	7,415	478
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	6,610	7,131	521
製造業	436	650	214
農業、林業、漁業及び鉱業	4	10	6
建設業	375	495	120
運輸、情報通信、公益事業	487	616	129
卸売・小売業	827	1,120	293
金融・保険業	87	91	4
不動産業	1,577	1,303	274
各種サービス業	1,546	1,309	237
その他	1,271	1,537	266
海外及び特別国際金融取引勘定分	327	284	43
金融機関	9	6	3
商工業	318	278	40
その他	—	—	—
合計	13,792	14,480	688

(注) 1. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

5. 業種別の貸出金償却の額

(金額単位 億円)

区分	平成19年度中間期	平成18年度	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	183	106
	農業、林業、漁業及び鉱業	1	0
	建設業	78	56
	運輸、情報通信、公益事業	60	149
	卸売・小売業	256	213
	金融・保険業	3	11
	不動産業	43	102
	各種サービス業	78	162
	その他	59	254
	合計	669	849
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	0	0
	商工業	19	35
	その他	—	—
合計	19	35	
総合計	650	814	

(注) 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。